

第2期中期目標期間 業務実績自己評価一覧

1 自己評価集計(2019～2021年度)

評価基準		自己評価集計	
評価	判断基準	中項目	小項目
5	目標を上回り、顕著な成果があった	0	0
4	目標を予定どおり達成した	9	31
3	目標を概ね予定どおり達成した	1	3
2	目標を十分に達成できなかった	0	0
1	目標を全く達成できなかった	0	0
合 計		10	34

2 自己評価一覧表

第2期中期目標期間評価項目			中期目標 期間評価		(参考) 年度評価		
大	中	小項目	法 自己評価	人 頁	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
第2		市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	—	6	—	—	—
	1	市民病院が担うべき医療	4	6	4	4	4
		(1) 救急医療	4	6	4	4	4
		(2) がん診療	4	9	4	4	4
		(3) 脳・心臓・血管診療	4	13	4	4	4
		(4) 手術・集中治療	4	16	4	4	4
		(5) 高齢者等に配慮した医療	4	18	4	4	4
		(6) 急性期後の患者に対する医療	4	19	4	5	4
		(7) その他の政策的医療	4	20	4	4	4
		(8) 予防医療	4	21	5	4	4
		(9) 災害時対応	4	22	4	4	4
	2	患者サービスの向上	4	24	4	4	4
		(1) 患者中心の医療	4	24	4	4	4
		(2) 快適性及び利便性の向上	4	26	4	4	4
		(3) ボランティアの受入れ	4	28	4	3	4
		(4) 情報提供の推進	4	29	4	4	4
	3	医療に関する調査及び研究	4	30	4	4	4
	4	医療提供体制整備	4	31	4	4	4
		(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実	4	31	4	4	4
		(2) 他の中核病院等との連携強化	4	33	4	4	4
		(3) 医療機器の計画的な更新・整備	4	35	4	4	4
		(4) 病院運営に関する地域の意見の反映	4	36	4	4	4
		(5) 医療職の人材確保及び育成	4	37	4	4	4
		(6) 教育研修	4	39	4	4	4
		(7) 医療安全対策	4	41	4	4	4
		(8) コンプライアンス（法令遵守）の徹底	4	43	4	4	4

第2期中期目標期間評価項目					中期目標 期間評価		(参考) 年度評価		
大	中	小項目	法 自己評価	人 員	頁	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		—		45	—	—	—	
	1	経営管理機能の充実	4		45	3	4	4	
		(1)	管理運営体制の強化	4		45	4	4	4
		(2)	業務改善の推進	4		48	3	4	4
	2	働きやすくやりがいのある職場環境の整備	3		50	3	3	4	
		(1)	人事評価制度の再構築	3		50	3	3	4
		(2)	働きやすい職場環境づくり	4		51	4	4	4
		(3)	職員満足度の向上	3		52	3	3	4
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		—		53	—	—	—	
	1	効率的な経営の推進	4		53	4	4	4	
		(1)	収支バランスの適正化	4		54	5	4	4
		(2)	診療報酬改定等の制度改正への適切な対応	4		55	4	4	5
		(3)	適正な人員配置	4		56	4	4	4
		(4)	診療報酬請求漏れや返戻・査定減の防止	3		57	3	3	3
		(5)	未収金の管理と回収	4		58	4	4	4
		(6)	業務の質と量に応じた費用の適正化	4		59	4	4	4
	2	経営基盤の確立	4		60	4	4	5	
第5	その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		—		61	—	—	—	
	1	施設設備等に関する事項	4		61	4	4	4	
		(1)	病院再整備事業	4		61	4	4	4
		(2)	施設設備等の維持管理	4		62	4	4	4
第6	予算（人件費の見積り含む）、収支計画及び資金計画		—		63	—	—	—	
	1	予算	—		63	—	—	—	
	2	収支計画	—		64	—	—	—	
	3	資金計画	—		65	—	—	—	
第7	短期借入金の限度額		—		66	—	—	—	
	1	限度額	—		66	—	—	—	
	2	想定される短期借入金の発生理由	—		66	—	—	—	
第8	出資等に係る不要財産の処分に関する計画		—		67	—	—	—	
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		—		67	—	—	—	
第10	剰余金の使途		—		67	—	—	—	
第11	料金に関する事項		—		68	—	—	—	
	1	使用料及び手数料	—		68	—	—	—	
	2	料金の納付	—		68	—	—	—	
	3	使用料等の減免	—		68	—	—	—	
第12	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		—		69	—	—	—	
	1	施設及び設備に関する計画（2019年度から2021年度まで）	4		69	4	4	4	
	2	中期目標期間を超える債務負担	—		70	—	—	—	
	(1)	移行前地方債償還債務	—		70	—	—	—	
	(2)	長期借入金償還債務	—		70	—	—	—	
	3	積立金の処分に関する計画	—		70	—	—	—	